

コロナ第3波に備えた対応について（2020年11月13日）

当社におきましては、2月19日に対策本部を設置し、従業員の健康管理の徹底（マスク着用、うがい・手洗いの励行、健康状況の確認）、不要不急の会議・研修・出張・訪問等の自粛、従業員もしくはその家族が、罹患あるいはその疑いがある場合の休務取扱などの取組みを行ってまいりました。

5月25日、緊急事態が終了した旨宣言され、日本においては、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止に対応しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げ、新しい生活様式・スマートライフを定着させ、感染拡大防止と経済再生の両立に取り組んでいるところで、当社としても段階的に不要不急の外出自粛を緩めてまいりました。

しかしながら、冬が近づくとつれて、感染者数が増加に向かっており、改めて感染防止に対する意識強化が求められており、政府分科会においても、5つの対策を緊急提言しております。

今般、感染者数が増加しつつある現状を踏まえ、感染防止対策をより強化・継続してまいります。皆様には、ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当社の感染拡大防止策

- (1) 在宅勤務可能な従業員については、在宅勤務を推進いたします（12月末まで）。
- (2) 会社機能の維持のため、全国の事業所で執務を行う従業員は、感染予防策（密閉・密集・密接を避ける、サーモカメラによる体温チェック、マスク着用、手洗い励行、アルコール消毒、高度清浄加湿装置の使用等）を講じ、充分安全に配慮して勤務しております。
- (3) 他事業所での勤務が可能な者は、サテライトオフィスを活用いたします。
- (4) 交通機関の混雑を避けるため、時差出勤をより有効に活用いたします。
- (5) 都道府県をまたいだ移動は、関係自治体の基準を考慮のうえ判断いたします。
- (6) 国内出張は状況に応じて可否を決定いたします。また、海外出張は当面自粛といたします。
- (7) 会食を伴う面談は原則自粛といたしますが、業務上必要なものについては、状況に応じて可否を決定いたします。実施する場合、感染防止対策のなされた店舗を利用し、最低限の人数にて、長時間にならないよう注意して行い、2次会は自粛し、参加者の記録を残しません（12月末まで）。
- (8) 不要不急の会議は自粛し、Web会議等を活用いたします。但し、重要で急を要す会議については、短時間・少人数に限り、感染防止対策を取ったうえで実施いたします（12月末まで）。
- (9) 全事業所において、来訪者に対する健康質問票での健康チェックを行います。
- (10) 全事業所において、トイレのエアータオルを使用禁止といたします。
- (11) 家族以外の大人数の会食や3密が発生する恐れがあるイベント等に参加いたしません。ご不便をお掛けいたしますが、ご協力賜りますようお願い申し上げます。
- (12) 感染拡大防止策（3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い）を徹底し、定期的な換気を心掛け、毎朝の体温測定、健康チェックを行い、発熱または風邪の症状がある場合は、無理をせず自宅で療養いたします。

引き続き、関係者の皆様および当社グループ従業員・ご家族の安全確保を徹底し、政府の方針に基づき感染拡大防止に努めてまいります。

以上